

新潟市こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

1. 制度の概要・背景について

①こども誰でも通園制度について

- 月一定時間（10 時間）のなかで就労要件などを問わず、0 歳 6 か月～2 歳の非在園児を預かる制度
- 従来の一時預かりと異なり親子通園や保護者との面談、児童に対する支援計画の作成等も行う
（保護者の負担軽減を主目的とする一時預かりと異なり、本事業はこどもの健やかな育ちを支援することを目的とする）

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
・ 国の試行事業として公募 ・ 全国 118 自治体で実施	・ 法制度化され全国展開 ・ 地域子ども・子育て支援事業のひとつ	・ 新たな給付制度 ・ 全国の自治体で実施

②制度創設の背景

- 子育て家庭の「孤立した育児」の支援強化
- 保護者と育児の専門家との関係性構築
- 非在園児が家庭以外の場所・人と関わる機会の提供
（「こども未来戦略方針（令和 5 年 6 月 13 日閣議決定）」）



ライフスタイルに関わらない
形で全ての家庭を支援

2. 事業のイメージ（国例示）

①利用方法（国の例示）

	定期利用	自由利用
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	(例) ・ 利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約	(例) ・ 利用前月の一定期日より翌月分の予約 ・ 空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	・ 事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい ・ こどもにとっては、慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォローしてもらえる	・ こどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能 ・ 様々な事業所を利用することで、多くの保育士、多くのこどもと触れ合うことができる

②実施方法

	一般型（在園児と合同）	一般型（専用室独立実施型）	余裕活用型
考え方	・ 保育所等の定員とはかわりなく、定員設定を自由に行う方法 ・ 専用スペースは設けず、在園児と合同	・ 保育所等の定員とはかわりなく、定員設定を自由に行う方法 ・ 在園児とは別の専用スペースは設ける	・ 保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、保育所等の定員の範囲内で受入れる方法 ・ 基本的に在園児と合同
特徴	・ こどもが在園児と関わる機会が多い ・ 実質的に、こども誰でも通園制度の職員と、保育所等の職員が合同で対応することができる	・ こども誰でも通園制度を利用するこどもに合わせた環境を確保することができる ・ 専任の職員の下で対応	・ こどもが在園児と関わる機会が多い ・ 定員の範囲内で受け入れるため、職員確保が一般型と比べて容易

実施手法としては「定期利用×一般型（在園児合同）」「自由利用×余裕活用型」などいくつかの組合せが考えられる。

3. 新潟市で実施する事業について

①対象児童数

○本市で事業の対象となる児童数は 3,888 人（R6.4.1 基準日）

※0 歳 6 か月～2 歳のこどものうち未就園の児童

②想定スケジュール（予定）

令和 7 年 1 月	令和 7 年 2 月	令和 7 年 3 月	令和 7 年 4 月	令和 7 年 5 月
	説明会・意向確認		利用児童認定作業	児童受入開始
	総合支援システム登録（予定）	HP 等公開		
		（実施施設）認可申請手続き & 定款変更（※）	補助金交付申請	
		※定款変更は社会福祉法人のみ		

本事業は全ての施設が実施するものではなく、実施意向のある施設が認可申請を経て実施する。

③利用対象者

○0 歳 6 か月～2 歳の未就園児童（認可外保育施設に通う児童は対象とするが、企業主導型に通う児童は対象外）

○配慮が必要な家庭の児童については施設の体制も考慮し関係部署と適宜共有しながら受入れを行う

④認定作業

○利用する保護者はあらかじめ市に対して認定申請を行う（e-NIIGATA により）

○生活保護世帯・市民税非課税世帯は減免対象（申請時に併せて申請→市で確認）

○市は年齢など最低限の条件を確認後、保護者へ決定通知を送付（PDF にて交付）

⑤利用・実施方法

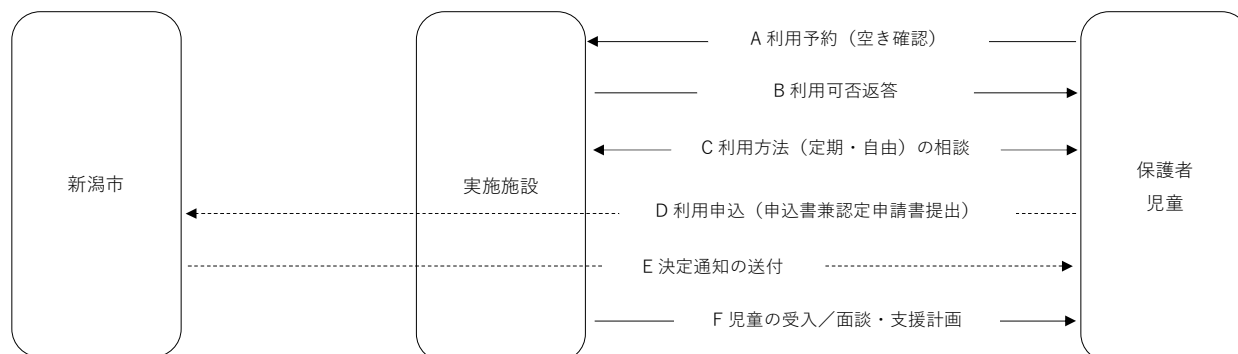
○利用申込は施設へ行う

○定期利用・自由利用は施設と保護者の間で相談し、使いやすいように利用してもらう

○利用する施設は固定とし、月 10 時間の上限は施設で Excel（補助金用に市が配布）により把握

○施設は半年に 1 回などを目安に保護者と面談し子育て上のアドバイスなどを行う

○施設は児童の育ちに着目した支援計画を作成する



⑥利用料金について

○利用料は 1 時間 300 円

※ただし、生活保護世帯及び市民税非課税世帯は全額減免

⑦施設への補助

○以下の単価を補助（国資料より抜粋）。

	こども一人 1時間当たり単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円
障害児加算	400円
要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円

※上記の年齢は年度当初の年齢を基準とする。

⑧職員の配置について

○一般型で実施する場合には一時預かり一般型と同じく専任の職員（保育従事者）が必要（※）。余裕活用型は在籍児童数が利用定員未満の場合に、その差の範囲内において職員配置を満たして実施。

※…原則として最低 2 名（従事者のうち 1/2 は保育士資格を持った職員）、また保育士資格を持たない従事者については別途「子育て支援員研修」に定める研修を受ける必要あり（施設の管理者も含む）。

4. 令和 7 年度より実施する施設において事前に必要な作業**①認可申請手続**

本事業を実施する場合、認可申請手続きが必要（2 月頃～申請案内予定）

②定款の変更（社会福祉法第 31 条及び第 41 条の 36 関連）

社会福祉法人の場合、定款内の実施する社会福祉事業に「乳児等通園支援事業」を令和 6 年度内に追加する必要あり。※今後、本事業は令和 8 年度より給付制度へ移行していくため、来年度以降に実施するかどうか否かに関わらず社会福祉法人の施設は定款変更をすることをお勧めします。将来、実施する方針をとったとしてもスムーズに実施できるようにするためです。

③園則・運営規程の変更

園則や運営規程内で実施する事業を記載している場合は、そちらも令和 6 年度内に変更する必要あり。

④総合支援システムへの登録（未定）

令和 7 年 4 月よりこども誰でも通園制度のためのシステムが稼働予定。このシステムは利用者の利用予約や施設の空き枠等の管理を支援するもの。そのシステムを利用するため、各施設は利用登録を行う。

5. 令和 6 年度試行的事業の実施状況（令和 6 年 11 月末時点）

○認定児童数 6 人

○受入施設数 3 施設（実施は 12 施設）

○利用時間 延べ 58 時間、延べ 7 人

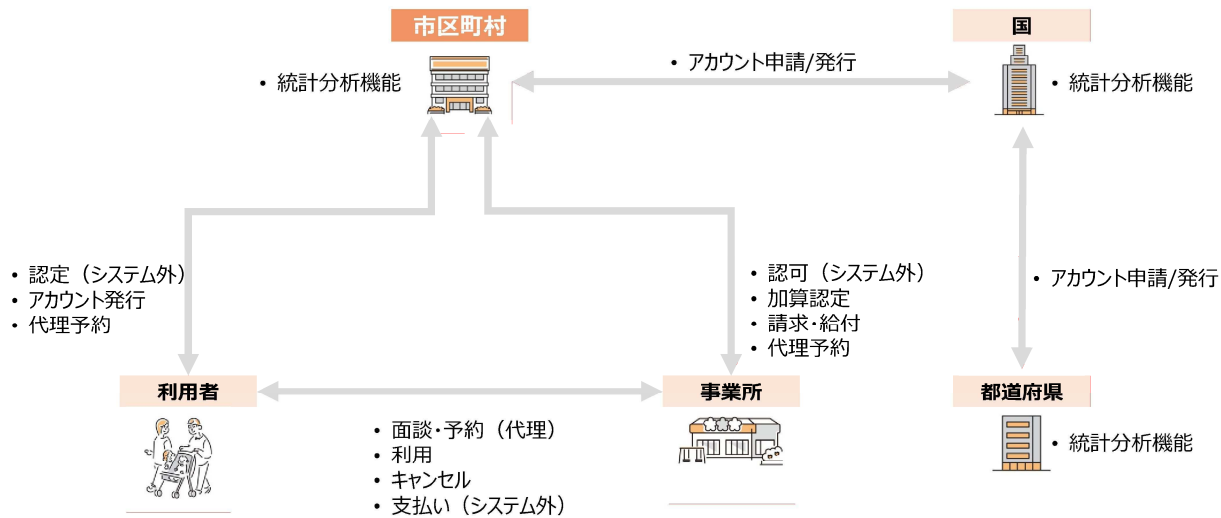
< 総合支援システムに関する補足 >

国では令和 7 年度よりこども誰でも通園制度の利用者登録や利用予約を効率的に行う目的で全国一律の「総合支援システム」を導入する予定です。本市では以下の理由から R 7 当初は利用する予定はありません。

- ・利用者の認定登録ができない
- ・利用者は全施設の空き状況を閲覧できることから、認定決定通知書に記載された以外の施設を予約する可能性がある
- ・試行的事業の利用者数が想定より多くなかったため、かえって事務量が煩雑になる恐れがある

令和 7 年度において、実施施設が拡大した際には活用を検討しますが、その際はお知らせいたします。

(以下、イメージ)



本システムの 主な利用の流れ		ポイント
利用者様	事業所検索	事業所を検索
	面談予約	初回面談を予約
	利用予約	初回面談後に利用を予約
事業所様	利用前	予約の確認・承認を行う
	利用前 預かり	お子さまを預かる
	利用当日 食事	(おやつ・食事を提供) ※対応事業所の場合
	利用後	利用完了後、利用履歴を残す

